

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を 改正する政令案等に対する意見募集の結果について

1. 意見募集の概要

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号。以下「改正法」という。）第4条の規定の施行のために整備することが必要となる政令及び規則の改正等について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。

期 間：平成29年10月26日から同年11月24日（30日間）

対 象：放射線障害防止法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照表

改正法の一部施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則案 新旧対照表

改正法の一部施行に伴う関係告示の整理等に関する告示の案 新旧対照表

放射線障害防止法施行規則第21条第1項第14号の規定に基づき放射性同位元素等を定める告示案

設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点（案）

方 法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX

御意見数：13件（13名）

2. 意見公募の結果

意見公募手続の対象とした政令案等に対する御意見に対する考え方は別表のとおりです。

御意見を踏まえて制定する法令等は以下のとおりです。

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則
- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理等に関する告示
- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示
- 登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点について

なお、以下の法令等には御意見はありませんでした。

- 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令
- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理等に関する告示

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に対する
御意見とそれに関する考え方について

平成29年12月13日

原子力規制庁

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則案に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見（要約）	考え方
1	第1号と第2号はまとめて「放射線取扱主任者、その代理者その他・・・に従事するものに関する職務及び組織に関すること」としてはどうか。第1項で、すでに管理組織、役割、主任者などの選任、解任が含まれているので、あえて、別立てにする必要はないと考える。代理者のみを別立てにする主旨の説明をお願いしたい。	施行規則第21条第1項第1号では、平時の放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いの安全管理に従事する者に関することについて記載を求めています。 一方、代理者の選任が必要になる場面は突発的に発生することが十分見込まれ、代理者の職務の遂行に支障が生じないよう、代理者（複数いる場合はその役割・権限）の選任及び解任の手順についてあらかじめ放射線障害予防規程に明示的に定めることを求めたものです。なお、放射線障害予防規程では、必ずしも各号ごとに規定する必要はなく、複数の号で要求されている事項をまとめて規定することも可能です。
2	施行規則第21条（放射線障害予防規程）第13号（情報提供に関すること）について、もともと情報公開はそれぞれの組織で定められるもので、この号は放射線障害予防規程の項目としてはなじまないと考える。	第13号の情報提供については、放射線障害のおそれのある場合又は放射線障害が発生した場合に、危険時の措置の一環として、適切に外部に情報提供を行うため、あらかじめ使用者等が手順等を定めることを求めるものです。

		詳細については、放射線障害予防規程本文ではなく、下部規程に記載することも可能です。
3	<p>施行規則第 21 条（放射線障害予防規程） 第 14 号の応急の措置が必要な事業所は、重篤な放射線障害を想定して定められたものである。</p> <p>ホ で書かれている中で、最も重要な医療機関以外の警察、消防、その他の連携とは、どのような連携を想定しているのか。また、国は医療機関との連携について、どのような支援を行うかについて、あらかじめ明確にしてほしい。</p>	<p>警察や消防との連携は、施設において緊急事態が発生した場合、警察による避難誘導や消防による消火・救助等の対応のために、警察や消防が必要とする情報をあらかじめ共有すること等を想定しています。</p> <p>その他の連携の考え方については、現在関係省庁等との調整を行っているところです。できるだけ早期に対象事業者へ情報提供を実施できるよう取り組んでまいります。</p>
4	<p>施行規則第 21 条（放射線障害予防規程） 第 14 号ホに「都道府県警察」を含めるべきか否か再検討をお願いしたい。応急の措置に関して警察をお願いすべきことが思い当たらず、また、根拠となる法律も思い当たらない。施行規則に明記されると、必要がない場合でも必ず事務を行う必要があるので、警察に言及する必要がある場合とない場合があるのであれば、ガイドへの記載に留めるべきである。</p>	
5	<p>第 1 項第 2 号の「翌年度の開始の日から一年以内」について、現行法にて「〇月を超えない期間ごと」と表現している他の条文（例えば施行規則第 20 条第 1 項第 4 号測定 など）についてもこの表現に統一していただきたい。</p>	<p>現行の施行規則では、放射線業務従事者ごとに教育及び訓練の受講期限が異なるため、効率的な教育及び訓練の実施に制約がありました。このため、施行規則を改正することにより、許可届出使用者及び許可廃棄業者の実情に応じて教育及び訓練の実施時期を設定できるようにしたものです。</p>

		一方、施行規則第 20 条第 1 項第 4 号における測定の実施時期については、法令の規定の範囲内で許可届出使用者及び許可廃棄業者が自ら設定できるため、許可届出使用者及び許可廃棄業者に支障が生じることはないと考えています。
6	<p>施行規則第 24 条（記帳）</p> <p>「各項目の時間数」の追加について、放射線施設に立ち入る者に対する教育及び訓練の記録に各項目の時間数の記帳が求められることとなった。「放射線施設に立ち入る者」では、施行規則第 21 条の 2 第 1 項第 1 号、第 3 号、第 5 号に該当する者が対象となるが、現状、教育及び訓練の時間数が定められているのは第 1 号及び第 3 号に該当する者だけである。</p> <p>今回の記帳における各項目の時間数の追加は、元々時間数の定めのない第 5 号の者を除くと解釈してよいか。</p>	<p>御指摘のとおり、教育及び訓練の時間数を定める告示では、対象は、施行規則第 21 条の 2 第 1 項第 2 号の初めて管理区域に立ち入る前又は同項第 3 号の取扱等業務を開始する前の者に対する教育訓練であり、同項第 5 号の者は時間を定めていません。</p> <p>施行規則第 24 条第 1 項第 1 号で記帳を求める時間数は、上記告示が求める時間数の実績の記載を求める趣旨であることから、「各項目の時間数（第二十一条の二第一項第二号の規定により初めて管理区域に立ち入る前又は同項第三号の規定により取扱等業務を開始する前に行わなければならない教育及び訓練に限る。）」と修正します。</p>
7	<p>「遅滞なく」の意味を正確に解説していただきたい。解釈文では、「漏えい」とは、排気管、排水管、放射性同位元素を収納する容器又は放射性輸送物等から放射性同位元素等が系外に漏れ出すこと」と記されているが、この場合同定の作業が加わる。また、同定を外部に依頼する場合もあるが、その時間は猶予時間として認められるかが不明である。</p> <p>とりあえず、第 1 報との指導もあるが、過去においては、放射線規制部門に報告し、迅速に指示等も受けられ</p>	<p>「遅滞なく」とは、法令用語辞典に示されているとおり、「時間的即時性が強く要求されている場合もあるが、その場合でも、正当な又は合理的な理由による遅滞は許容される」という意味を指しています。また、平成 25 年 3 月 19 日付の事務連絡「原子力規制委員会への移管業務に伴う当面の対応について（連絡）」を踏まえ、事故報告に該当するか否か判断できない場合も含めトラブル等が発生した場合には、第一報の御連絡をお願いいたします。</p> <p>なお、第一報は、原子力規制庁の事故対処室が受けますが、法令報告に該当する場合の再発防止策等の報告については、放射線規</p>

	<p>る体制であったと思うが、原子力規制庁の組織改組により放射線規制部門とは異なる部門への報告となり、迅速な指導が得られるか疑問である。改組は、早期対応を旨とする考え方に反するものとする。</p>	<p>制部門が対応するため、従来の運用と変更はございません。</p>
8	<p>第7号の「放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等に延焼するおそれがあるとき」について、通常の「火災」は建物・施設・設備等の延焼を連想するため、「放射性同位元素等に火災が起こり」という記載は、それ自体から火災が起きる、あるいは放射性同位元素が燃焼しやすい印象にもなり違和感がある。「放射性同位元素等に延焼する火災が起こり、・・・」の方が妥当と考える。</p>	<p>放射線施設に火災が発生した場合、状況によっては、放射性同位元素等の測定や評価が困難で管理区域内外への漏えいの確定に時間がかかるが、迅速な報告が必要な場合がありえることから、そうした場合を想定して第7号の新設をしました。</p> <p>その上で、御指摘を踏まえて検討した結果、測定や評価に時間がかかるが、迅速な報告が必要となる事象は火災以外にもありえることから、新たに号を立てるのではなく、第4号の管理区域の外での漏えい及び第5号の管理区域内での漏えいの解釈の中で法令報告対象が明確になるように明記することとします。</p> <p>【第4号】</p> <p>地震、火災その他の災害により、放射性同位元素等の管理区域外への漏えいが疑われる場合、直ちに測定や評価を行うことが困難なことも想定される。このような場合に、例えば、火災により管理区域が全焼しているなど測定や評価をしなくても放射性同位元素等の管理区域外への漏えいが推定される場合は対象とする。</p> <p>【第5号】</p> <p>地震、火災その他の災害により、放射性同位元素等の管理区域内で漏えいが疑われる場合、直ちに測定や評価を行うことが困難なことも想定される。このような場合に、例えば、火災により管理</p>
9	<p>第7号の「放射性同位元素等に火災が起こり、・・・」は文章的にも変である。放射線施設に火災が起こり、放射線同位元素等が漏えい等のおそれを想定していると思われるが、それらは他の項目（例えば、五 管理区域内での漏えい等）で記載されているため、この項目は不要と考える。</p>	

		区域が全焼しているなど測定や評価をしなくてもイ、ロ、ハのいずれにも該当しない放射性同位元素等の管理区域内での漏えいが推定される場合は対象とする。
10	第7号の「放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等に延焼するおそれがあるとき」について、平成25年3月19日の事務連絡等で、申請上の事業所敷地内の放射線施設以外の場所で火災が発生した場合でも当局に連絡することとなっているが、事業所内での火災で放射性同位元素等に延焼のおそれがないときでも、従来どおり今後も連絡は必要ということによいか。	平成25年3月19日付の事務連絡「原子力規制委員会への業務移管に伴う当面の対応について（連絡）」は、廃止していないため、同事務連絡の「事故・トラブル等の緊急時における連絡方法」にあるとおり、今後も事業所内（事業所境界内）で火災が発生した場合には原子力規制庁への連絡が必要となります。 しかしながら、今回の法改正による事故報告事項の明確化により、今後、平成25年3月19日付の事務連絡は、改正法令の施行（平成30年4月1日）にあわせ、見直しを行う予定です。
11	第6号の「第十四条の七第一項第三号の線量限度…限度を超え、又は超える恐れのあるとき」について、第14条の7第1項第3号全てではなく、第14条の7第1項第3号ロに限定すべき。	事故等の報告は、周辺公衆への放射線障害のおそれのみならず、使用施設内の放射線業務従事者等に対する放射線障害のおそれも対象になります。よって、使用施設等の遮蔽壁その他の遮蔽物が損傷し、線量限度を超えることは、放射線障害のおそれとなることから、事故等の報告の対象としています。
12	第8号の「放射性同位元素等の使用…五ミリシーベルト…」について、本条項は事故ではないため、施行規則第28条の3からは削除すべき。	放射線業務従事者に計画外の5mSvを超える被ばく（放射線業務従事者以外にあっては0.5mSv）が発生した場合には、放射線施設に通常想定していない故障、線源を遮へい容器に収納しない状態で接近する事故又は誤操作があることが考えられるため、報告を求めることとしています。なお、本事故報告基準は従来と同様です。
13	第1種および第2種放射線取扱主任者試験において、別表	その解釈のとおりです。現行の試験課目では、取扱い、施設の安

	<p>第2の第2項でイ、ロ、ハをまとめている意図は、個々の課目として区別するのではなく、安全管理、測定及び事故を総合的、多面的に対処できる知識を要求していると解釈してよいか。</p>	<p>全管理、測定の課目を個別に規定しているため、各々の課目の範囲内でしか試験問題を出題することができず、試験問題がある程度画一化されてきていることを踏まえ、今回の改正では、取扱い、施設の安全管理、測定、事故対応の課目を統合することで、放射性同位元素等の取扱い等に係る一連の流れや課目を横断する複合問題も出題することができるようにするものです。</p>
14	<p>放射線取扱主任者試験・資格講習及び定期講習について、試験課目に「事故が発生した場合の対応に関する課目」が追加されるが、この課目は、測定方法、取扱い等の実習等を行った後に総合的に勉強させるもので、資格講習又は定期講習で行うべきものとする。</p> <p>「事故が発生した場合の対応に関する課目」は、すでに、試験内に、事故報告に関する問題もあり、不要と考える。</p> <p>なお、次世代の管理者の養成も大切であるとの認識があるのであれば、規制委員会として、登録機関に対し、出題範囲も含め、ここ数年の出題内容を基に、指導すべきと考える。特に、出題範囲は、受験生にとって、大事な点であり、的確に指導すべきと考える。</p>	<p>本年の法律改正により原子力規制委員会等への報告を法第31条の2として新設するとともに、今回の施行規則改正により放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合の情報提供及び危険時の措置の事前対策を施行規則第21条第1項第13号及び第14号として新設し、事故対応に対する法令の要求を強化したことから、試験課目に「事故が発生した場合の対応に関する課目」を明文化しました。そのため原案のとおりとします。</p> <p>なお、登録機関に対しては、今後、立入検査、法改正を踏まえた新たな業務規程の認可等を通じ、必要な指導等を行ってまいります。</p>
15	<p>施行規則第32条第2項第2号の放射線取扱主任者の定期講習について、2018年度より課目に変更となるが、2017年度以前に受講した定期講習についても有効な定期講習とすることでよいか。例えば、2017年に定期講習を受講</p>	<p>2017年度以前に受けた定期講習も法令に基づく有効な定期講習ですので、2018年度に改正後の課目の定期講習を改めて受け直す必要はありません。</p> <p>2017年度に放射線取扱主任者に定期講習を受講させた許可届出</p>

	<p>した者の次回の定期講習は、2020 年度に受講することでよいか。</p>	<p>使用者及び許可廃棄業者は、本改正法施行後は、次回の定期講習を、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 3 年以内である 2020 年度以内に放射線取扱主任者に受講させてください。</p> <p>なお、届出版売業者及び届出賃貸業者（表示付認証機器のみを販売又は賃貸する者並びに放射性同位元素等の運搬及び運搬の委託を行わない者を除く。）は、本改正法施行後、次回の定期講習を、前回の定期講習を受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から 5 年以内である 2022 年度以内に放射線取扱主任者に受講させてください。</p>
16	<p>近年、フレキシブルディスクの利用はなくなっており、条項自体が不要と思われる。今後、電子申請等、より効率的な手続の検討を望む。</p>	<p>今後、使用者等の実態及び他法令等におけるフレキシブルディスクに係る規定の状況を踏まえ、検討してまいります。</p>
17	<p>施行規則第 42 条（フレキシブルディスクによる手続） 現在の媒体を考えると、電子媒体としていただいた方が、利用の範囲が増加するため、フレキシブルディスクを電子媒体としてはどうか。</p>	
18	<p>改正法の施行は政令にて定められる平成 30 年 4 月 1 日となっているが、意見募集では「現に放射線障害予防規程を原子力規制委員会に届け出ている者については、追加事項を加えて平成 31 年 8 月 30 日までに届け出なければならない。」こととなっている。平成 31 年 8 月 30 日までは旧法令の放射線障害予防規程を適用してよいか。</p>	<p>平成 31 年 8 月 30 日までは旧法令の放射線障害予防規程を適用して問題ありません。</p>

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示案に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見（要約）	考え方
19	法に関する他の告示については、「教育及び訓練の時間数を定める告示」等、その内容が容易に判断できるような名称になっている。本告示に関しても同じように、分かりやすい名称を冠していただくことを希望する。	上位法令と告示との紐付けが明確に分かるようにするため、施行規則第21条第1項第14号を名称として定めているため、原案のとおりとします。 しかしながら、今後、告示等の周知等を行う際、内容が容易に判断できるよう、略称又は呼称については検討してまいります。
20	第1条第1項第1号の「密封されていない放射性同位元素（次号に掲げるものを除く。）」と同項第2号の「密封されていない放射性同位元素（固体状の放射性同位元素であって、粉末でなく、かつ、揮発性、可燃性又は水溶性のいずれも有しないものに限る。）」の判断は、誰がするのか。区別基準が曖昧であるため、購入時に、密封又は非密封とは別に、1号あるいは2号に該当するかを明示する等の対策を求める。	第1条第1項第1号の放射性同位元素（放散性RI）として取り扱うのか、同項第2号の放射性同位元素（非放散性RI）として取り扱うのかの判断は、許可を受けた使用の方法に基づき、当該許可を有する許可届出使用者自らが評価・判断をしていただく必要があります。 具体的には、密封されていない放射性同位元素について、購入時の状態だけでなく、許可を受けた使用の方法の中で放散するおそれの有無を評価、判断する必要があります。
21	第1条第1項第2号のイ及びロについて、「使用の方法に基づく」が密封された放射性同位元素であるか不明確であるため、「・・・使用の方法に基づく密封されていない放射性同位元素の一日最大使用数量及び使用の方法に基づく密封された放射性同位元素の数量を合計した数量・・・」に変更してはどうか。	現状の記載で「使用の方法に基づく」は、「密封されていない放射性同位元素の一日最大使用数量」と「密封された放射性同位元素の数量」の両方にかかるものと解します。このため、原案のとおりとします。
22	応急の措置を講ずる対象を規定する別表に記載されてい	別表に掲載されていない核種については、対象外とします。なお、

	ない核種については、対象外と考えてよいか。	Am-241/Be や Sb-124/Be のような中性子源については、Am-241 や Sb-124 のような当該核種に含まれる放射性同位元素の数値を用いて評価をしてください。
2 3	放射線を放出する同位元素の数量等を定める件(平成 12 年 科学技術庁告示第 5 号) 別表第 2 にも空欄があるが「備考」は規定されていないため、本告示案の別表の「備考」は必要ないのではないか。	平成 29 年 10 月 25 日に開催された第 46 回原子力規制委員会における議論を踏まえ、具体的な数量を定める必要がないことをより明確に表すため、別表の備考に「第二欄又は第三欄が空欄である放射性同位元素については、それぞれ第一条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。」を記載しました。このため、原案のとおりとします。
2 4	本告示の表には、備考部に「備考 第二欄又は第三欄が空欄である放射性同位元素については、それぞれ第一条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。」と記されているが、備考に該当する空白部には、「－」等を記し、「備考 第二欄又は第三欄が「－」である放射性同位元素については、それぞれ第一条第一項第一号又は第二号の規定は、適用しない。」とし、誤植等を排除するようにすべきと考える。	現行の法の下位法令において、条文の規定を適用しない核種を空白で表記していることを踏まえ、今回の告示の表も条文の規定を適用しない核種を空白としています。

登録認証機関等における設計認証業務規程等の審査基準及び定期講習業務規程の確認の視点について（案）に対する御意見とそれに関する考え方

No.	御意見（要約）	考え方
25	試験問題の内容・正答等に疑義があった場合の問合せ先及び情報公開体制について明記するよう求めるべきではないか。	本審査基準及び確認の視点は、業務規程に記載すべき基本的な事項についてまとめたものであり、登録試験機関等の個別対応の方法等まで指示するものではないため、原案どおりとします。 しかしながら、試験問題の内容・正答等に係る正確性や疑義があった場合の対応等については、機関則第92条第4号で求められている試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項の一環として、登録試験機関自らが、業務規程等で適切な内容を記載することが求められます。 原子力規制委員会としては、試験業務が公正かつ適切に実施されることを担保するため、立入検査で確認を行うとともに、必要に応じて指導を行ってまいります。
26	目次のページ数の記載が漏れている。	目次にページ数を追加することより、可読性を高められると考えられるため、ページ数を追加いたします。
27	1ページ第1段落8行目 「法目的」は「法の目的」の方が適切ではないか。	御指摘のとおり修正します。
28	1ページ第1段落8行目 「法において」は「法に基づいて」の方が適切ではないか。	御指摘のとおり修正します。
29	1ページ第1段階の1行目、2行目	御指摘を踏まえ、登録認証機関等に共通したものとして「業務」

	法の規定には「業務」という文言はないため、「業務」は「設計認証業務等」等とした方が適当。	と記載している場合を除き、正式な名称に修正します。
30	1 ページ第 1 段落の 2 行目 法の規定には「業務規程」という文言はないため、「業務規程」は「設計認証業務規程等」等とした方が適当。	御指摘を踏まえ、登録認証機関等に共通したものとして、「設計認証業務規程等」と記載している部分を除き、正式な名称に修正します。
31	1 ページ第 1 段落 3 行目 「登録定期講習機関」は唐突な記載であるため、前段の第 1 段落において言及しておく必要がある。	御指摘を踏まえて登録定期講習機関に係る説明を追加し、1 ページ 2 段落 3 行目の「登録定期講習機関」を「法に基づき原子力規制委員会の登録を受けて定期講習を行う登録定期講習機関」と修正いたします。
32	1 ページ第 2 段落 4 行目 「業務」は、法の規定どおり「定期講習業務」と記載すべき。	御指摘のとおり修正します。
33	1 ページ第 2 段落 5 行目 「業務規程」は、法の規定どおり「定期講習業務規程」と記載すべき。	御指摘のとおり修正します。
34	1 ページ第 5 段落 1 行目 「登録認証機関等」は定義の記載が必要。	御指摘を踏まえ、1 ページ第 1 段落 6 行目の「(以下「登録機関」という。)」を「(以下「登録認証機関等」という。)」と修正します。 また、3 ページ「機関則第 8 条第 1 号」1 ポツ 1 行目の「登録機関」を「登録認証機関(以下この章において「登録機関」という。)」と修正し、第 2 章から第 7 章までについても同様に修正します。
35	2 ページ 1 行目	御指摘を踏まえ、2 ページ 1 行目の「埋設確認業務規程」を「登

	「埋設確認業務規程」は、「登録埋設確認機関の埋設確認業務規程」の方が理解しやすいと考える。	録埋設確認機関における埋設確認業務規程」と修正いたします。
36	2ページ1行目 「審査に当たって確認すべき事項」は、1ページのように「審査基準」と記載しない理由は何か。	「審査に当たって確認すべき事項」は「審査基準」を書き下したのですが、その意味は自明と考えられることから、表現の平仄をとり、「審査基準」と修正いたします。
37	3ページ「機関則第8条第1号」1行目 「本号では、・・・を求めている。」は、機関則をそのまま引用しているかのような誤解が生じるおそれがある記載であるとする。例えば「本号に関しては、・・・が求められる。」等と、機関則の規定に対する原子力規制委員会の解釈を示したものであることを示した方が適切ではないか。	御指摘の記載については、機関則第8条第1号で要求される事項を解釈として示したものであり、審査担当者に誤解を生むとは考えられないことから、原案のとおりとします。
38	3ページ最下行から上に1行目 「実地の調査」は、「必要があると認めるときは実施の調査」等の方が適切と考える。	文末に括弧書きで参照条文を記載しており、登録認証機関には、条文を踏まえて設計認証業務規程に記載いただくこととなるため、原案のとおりとします。
39	4ページ「機関則第8条第3号」9行目 「設計認証等を求めた者」は、3ページで定義した「申請者」とは異なる者か。	4ページ「機関則第8条第3号」2ポツ1.(2)1行目の「設計認証等を求めた者」は、3ページ「機関則第8条第1号」1ポツ2行目で定義した「申請者」と同じ者になりますので、「設計認証等を求めた者」は「申請者」と修正いたします。また、第2章から第5章までについても同様に修正します。
40	4ページの1.(3) 法第41条の3第2項に規定する「法第12条の3第1項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会	4ページ「機関則第8条第3号」2ポツ1. では審査の実施方針を定めることを求めているため、(3)では「公正に設計認証等のための審査を行うこと。」としています。なお、法第12条の3第

	規則で定める方法により審査を行うこと」についての記載が漏れている。	1項の技術上の基準に適合する方法その他原子力規制委員会規則で定める方法により審査を行うことは前提であり、本号ではそのための実施方法を記載いただくことにしているため、原案のとおりとします。
4 1	4 ページの 5. (1) 1 行目「添付すべき書類」、(2) 1 行目「添付書類」は、機関則の規定どおり「設計認証添付書類」と記載すべきである。	当該記載は括弧内の参照条文のとおり、法第 12 条の 2 第 4 項の規定を踏まえた記載としており、機関則の文言を使用していないことから、原案のとおりとします。
4 2	4 ページ 5. (2) の冒頭「申請書」は、機関則第 4 条第 1 項第 2 号の規定の対象外ではないか。	括弧内の参照条文のとおり、法第 12 条の 2 第 3 項に申請書に記載すべき事項を規定していることから、原案のとおりとします。
4 3	5 ページ「機関則第 8 条第 4 号」4. は、6 ページの機関則第 8 条第 8 号で記載すべきことではないか。	5 ページ「機関則第 8 条第 4 号」2 ポツ 4. 「個人情報等の保護及び情報セキュリティに関すること」は、「機関則第 8 条第 8 号」（設計認証業務に関する秘密の保持に関する事項）にも関連する記載をしておりますが、審査過程における個人情報や企業秘密の取扱い、管理等は、審査の信頼性を確保する観点から重要であり、業務全般における秘密保持とは分けて記載していることから、原案のとおりとします。
4 4	5 ページ最下行から上に 2 行目 「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」は、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査 結果報告書」のことか。	5 ページ「機関則第 8 条第 5 号」2 ポツ 3. の「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」は、総務省が平成 23 年 10 月に発出した下記の勧告です。 http://www.soumu.go.jp/main_content/000131810.pdf
4 5	5 ページ最下行から上に 1 行目 「総務省」は、「総務省行政評価局」ではないか。	「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」は総務省が発出した勧告であるため、原案のと

		おりとします。
4 6	7 ページ「機関則第 8 条第 9 号」 1.1 行目「備え付け」と「機関則第 8 条第 10 号」の「備 付け」とは文言の統一が必要である。	御指摘を踏まえ、7 ページ「機関則第 8 条第 10 号」の「備付け」 を「備え付け」と修正いたします。第 2 章から第 8 章までについ ても同様に修正します。
4 7	7 ページ「機関則第 8 条第 9 号」 1.2 行目「機関則第 13 条第 2 項」は第 1 項も対象とすべき である。	帳簿に記載すべき事項は機関則において明示していることから、 あえて業務規程に明記することを求めています。このため、原 案のとおりとします。なお、帳簿に機関則で定める事項が記載さ れていることは、立入検査で確認します。